露店営業設備の概要

（様式第１号）

　営業許可については、本票に基づく申告内容を前提としたうえで許可するものであり、内容を変更する場合は、食品衛生法施行規則第71条の規定に基づく変更届出が必要となることがあります。

また、申告内容で衛生状態が確保できていない場合は、設備の改修等を行っていただく必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 営業者氏名 |  |
| 営業者住所 |  |
| 基地施設所在地 | 設備保管場所 |  |
| 一次加工所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱品目（原則直前加熱品） | ①簡易な調理（　　　　　　　　　　　　　　□1品目　□複数品目）□飲料の調製　□かき氷　　＊①と②を同時に取り扱うことはできません。 |
| ②加熱品組合せ・米飯（　　　　　　　　　　　　 　　　□1品目　） |
| 業態 | 組立式　・　車付屋台　・　その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 手洗い設備 | 流水受水槽式設備　材質等（　　　　　　　　　　　　　　）水栓（踏込式・コック式・　　　　 　　　　　　　　）消毒方法（　　　　　 　　　　　）□手指再汚染防止構造の水栓 |
| 洗浄設備 | 流水受水槽式設備（　１槽　・　２槽以上　）材質等（　　　　　　　　　　　　　　　　　）消毒方法（　　　　　 　　　　　　　）　　□手洗い設備と兼用 |
| 給水設備 | 　　　　　　Ｌ　容器　　　　　　個 |
| 排水設備 | ポリタンク　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 食品保管設備 | プラスチック製食品保管箱　・　その他（　　　　　　　　　　　）米飯を扱う場合　炊飯器・その他（　　　　　　　　　　　　　　）保管温度　　　℃ |
| 食器器具保管設備 | プラスチック製食器器具保管箱　・　その他（　　　　　　　　　） |
| 冷蔵設備 | 冷蔵庫　・　クーラーボックス　・　その他（　　　　　　　　　） |
| 廃棄物容器 | ふた付きポリバケツ　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 清掃用具 | ほうき・ちりとり・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 作業着・帽子 | 専用の作業着　・　帽子　・　マスク　・　その他（　　　　　　） |
| 屋根・側壁 | テント張り　・　板張り　・　その他（　　　　　　　　　　　　） |

一次加工又は材料供給確認書

※許可証の写しを添付すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 私は下記施設 | の調理場において原材料の一次加工を行いから材料を供給し | ます。 |
|  |
| 屋号　　　　　　　　　　　　　　　　業種 |
| 所在地　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 営業者氏名　　　　　　　　　　　　　 |